1 参加意向申出者

令和 年 月 日

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会 会長 瀧口 嘉之 あて

> 住 所 商号又は名称 代表者職氏名

印

参加意向申出書(単独提案)

次の件について、企画提案書提出の参加を希望するので申し込みます。なお、提案者の 資格について満たしていることを誓約します。

件名:紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

商号又は名称	
代表者職氏名	
住所	〒
2 書類送付等連絡先	
担当者所属	
担当者氏名	フリガナ
住所	〒
電話・FAX番号	電話 FAX
電子メールアドレス	

令和 年 月 日

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会 会長 瀧口 嘉之 あて

> (幹事者) 住 所 商号又は名称 代表者職氏名

印

参加意向申出書(共同提案(JV))

次の件について、企画提案書提出の参加を希望するので申し込みます。なお、幹事者および別紙の共同提案者の合計()者から構成される共同企業体(JV)を結成します。また、提案者の資格について満たしていることを誓約します。

件名:紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

1	参加意向申出者	(幹事者)
	商号又は名称	
	代表者職氏名	
	住 所	〒
2	書類送付等連絡先	: (幹事者)

2 書類送付等連絡先 (幹事者) 担当者所属 担当者氏名 住 所 電話・FAX番号 電子メールアドレス

参加意向申出書(共同提案(JV))

件名:紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

		<u></u>
参加意向申出者	皆(幹事者以外の共同提案者)	幹事者の商号又は名称
商号又は名称		
代表者職氏名		印
住所	₸	
商号又は名称		
代表者職氏名		钔
住所	₸	
商号又は名称		
代表者職氏名		印
住所	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名		印
住所	〒	
商号又は名称		
代表者職氏名		印
住所	Ŧ	

特定委託業務共同企業体協定書(ひな形〔分担履行型〕)

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - 一 紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会発注に係る○○業務委託(当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。)
 - 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○株式会社・△△株式会社特定委託業務共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、委託業務契約(以下「契約」という。) の履行完了後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地○○株式会社△△県△△市△△町△△番地△△株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督 官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって業務委託料(前払金及び部分払金を含 む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担業務)

- 第8条 各構成員の委託業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。
 - ○○業務 ○○株式会社

△△業務 △△株式会社

2 前項に規定する分担業務の金額については、次条に規定する運営委員会が定め、発注 者に通知するものとする。発注者と契約内容の変更があったときも同様とする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、委託業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名 義の別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務の履行のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 契約の履行中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月 1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

- 第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。
- 2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が調わないときは、運営委員会の決定に従うもの とする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が委託業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

- 第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残 存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務の履行を完了するものとする。
- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各 構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

○○株式会社外○社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

○○株式会社 代表取締役 ○○ (氏名) 印 \triangle \triangle 株式会社 代表取締役 \triangle \triangle (氏名) 印

特定委託業務共同企業体協定書(ひな形〔共同履行型〕)

(目的)

- 第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。
 - 一 紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会発注に係る○○業務委託(当該委託内容の変更に伴う委託を含む。以下「委託業務」という。)
 - 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、○○株式会社・△△株式会社特定委託業務共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

- 第4条 当企業体は、○○年○○月○○日に成立し、委託業務契約(以下「契約」という。) の履行完了後○ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。
- 2 委託業務を受注できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○県○○市○○町○○番地○○株式会社△△県△△市△△町△△番地△△株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、○○株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、契約の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに業務委託料 (前払金及び 部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

- 第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。
 - ○○株式会社 ○○%

 \triangle 体式会社 \triangle \triangle %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価 するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに契約の 履行の基本に関する事項、資金管理方法その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重 要な事項について協議の上決定し、委託業務の完了にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、契約の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して 責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名 義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務完了の都度当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に 利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

- 第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が委託業務を完了 する日までは脱退することができない。
- 2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が共同連帯して委託業務を完了する。
- 3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除して金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第17条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第2項から第5項まで を準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第18条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、第16条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第19条 代表者が脱退し、若しくは除名された場合、又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第20条 当企業体が解散した後においても、当該委託業務につき瑕疵があったときは、各 構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

- 第21条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。
- ○○株式会社外○社は、上記のとおり特定委託業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和○○年○○月○○日

○○株式会社 代表取締役 ○○ (氏名) 印 △△株式会社 代表取締役 ○○ (氏名) 印

令和 年 月 日

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会 会長 瀧口 嘉之 あて

> 住 所 商号又は名称 代表者職氏名

印

参加意向申出書記載事項変更届出書

先に提出した、参加意向申出書の記載事項に変更が生じましたので、改めて参加意向申出書を提出します。

件名:紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

会社概要及び類似事業受注実績

1 会社概要

1 云江风安						
商号又は名称						
本社所在地	〒					
代表者職氏名						
	部課:					
連絡責任者	職・氏名					
	TEL			FAX		
	E-MAIL				ı	
設立年月日	年	月	資本金	万円	従業員	人
業務内容等						

※会社の概要が記載されたパンフレット等があれば、別途提出してください。

2 類似業務受注実績

過去3年以内の実績(規模の大きな順に3つまで)を記入してください。

受託事業	委託者	
受託期間		
概要		
受託事業	委託者	
受託期間		
概要		
受託事業	委託者	
受託期間		
概要		

※可能であれば、成果品(実績)を添付してください。

質 問 票

令和 年 月 日

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会 会長 瀧口 嘉之 あて

商号又	は名称:
担当者	·名:
	電 話:
	FAX:
	メール:
紀伊半島移住プロモーション事業業務委	託に係る下記の事項について質問します。

記

質問事項:	(簡潔に記入してください)

※ 令和元年6月14日(金)午後5時締切

令和 年 月 日

紀伊半島移住プロモーション事業実行委員会 会長 瀧口 嘉之 あて

> 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

印

企 画 提 案 書

次の件について、企画提案書を提出します。

件名:紀伊半島移住プロモーション事業業務委託

連絡担当者

所 属	
氏 名	
電話	
FAX	
E-mail	

※提案書の様式はA4サイズとし、記載方法は自由とする。

業務実施体制

商号又は名称	
代表者職氏名	

役割	氏	名年	 実務経験年数·資格	担当する業務内容
統括責任者		74	○実務経験年数 <u>年</u> ○資格	1—1 / W/M /H
連絡責任者			○実務経験年数 <u>年</u> ○資格	
担当者			○実務経験年数年○資格	
担当者			○実務経験年数年○資格—	
担当者			○実務経験年数年○資格—	

- (注1) 配置を予定しているもの全員について記入すること。
- (注2) 記入欄が不足する場合は、複写して作成すること。